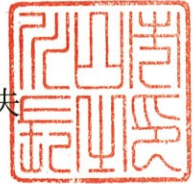


川会発第6号
令和4年11月11日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年5月31日執行の会計課定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（会計課）

市預金利子に係る事務において、文書の保存が川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

市預金利子に係る文書の保存につきましては、保存文書台帳に登録されている簿冊に綴り直し、川口市文書管理規程に則った対応をするように改善いたしました。

契約事務について（会計課）

委託契約において、業務完了検査等が契約書どおりに行われていないものが散見されたので、契約書に則り適正に執行されたい。

講じた措置の内容

収納データ作成委託に係る「業務履行チェックシート」及び「業務完了検査結果通知書」を今年度契約分から作成し、受託業者に送付するように改善いたしました。



財産管理について（会計課）

備品管理において、公印の取扱いが川口市公印規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

旧会計管理者の公印につきましては、定期監査後に速やかに行政管理課に返却いたしました。

